

第204回定例研究会 1月15日(木)

於:国労会館およびZoom

ケア労働者の実態と 公定価格決定の仕組みについて

報告: 中澤 秀一 氏(静岡労研所長)他

最初にケア労働者の実態について、介護(中澤氏)、医療(岡田氏)、保育(黒田氏)の各分野から報告して頂きました。「カスタマーハラスマントで心を病んで辞めていく人がいる」「人員不足で休みがとれない」「正規の人が少なく、募集しても集まらない」などが話されました。

続けて中澤氏が公定価格決定の仕組みについて報告しました。

●ケア労働の公定価格について

- ・生計費原則は、最低賃金だけでなく、すべての労働者で遵守されなければならない
- ・診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬、保育の「公定価格」は、最低賃金と同様に前年(回)実績ベースで改定を行っている

●診療報酬改定の流れ

診療報酬改定は

- ①予算編成過程を通じて内閣が決定した改定率を所与の前提として、
- ②社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において策定された「基本方針」に基づき、
- ③中央社会保険医療協議会において診療報酬点数の設定等に係る審議を行い実施される。

●診療報酬点数の設定を行うのが中央社会保険医療協議会

・中医協の審議で用いられるデータ: 医業経営指標として、病院経営収支調査、医療経済実態調査、医薬品価格調査など、経済指標として、物価指数、賃金指数、国内総生産指数など

●保育の公定価格について

- ・国が定める「子ども1人あたりの保育に必要な費用(月額)」
- ・保育園・幼稚園・認定こども園などに対して、市町村が給付費や委託費を支払う際の“基準額”となる
- ・人件費、社会保険料事業主負担、教材費、光熱費などの事業費管理費などを積み上げて算定
- ・公定価格と利用者負担額との差額が、施設に支払われる「施設型給付費」または「委託費」になる

●公定価格にも生計費原則!

- ・公定価格の決定には生計費原則の観点や仕事の価値に応じた報酬という概念はみられない!
- ・生計費調査の結果をふまえるならば、全国一律も要求項目になる

●公定価格を引き上げることの弊害

- ・利用料や保険料の引き上げに直結してしまう
- ・ケア労働者の賃金は、公費負担で引き上げる仕組みに変えなければ、この弊害は解消しない

●最低賃金制度の役割①貧困・格差をなくす

- ・8時間働けば普通に暮らせる賃金
- ・賃金の底上げにより格差を是正する

●最低賃金制度の役割②仕事の価値に応じた報酬を保障する

- ・コロナ禍においてエッセンシャルワーカーが、その仕事に見合った賃金が支払われていないことが問題視された
- ・ケア労働者などの専門性の高い職業における全国一律の特定最賃を新設する

●いますぐ全国一律1,700円、めざせ2,000円

- ・173.8労働時間換算でも1,600円に迫っており、いまや「最賃1,500円」は、ただちに達成されなければならない。1,700円が妥当な目標であり、2,000円が中期的にめざすべき目標となる

●今後の展望(ケア労働者だけなく全体)

- ・8時間働けば普通に生活できる全国一律1,700円の最低賃金をベースとして構築する
- ・その上に看護師や介護士、保育士などの特定最低賃金や公契約条例賃金などを上乗せして、仕事の価値に応じた最低基準を設定していく
- ・その上に、企業内最低賃金が設定されていく

●今後の要求の3つの柱=

- 賃金・労働時間(WLB)・社会保障
 - ・労働運動の要求の3つの柱は、①まともに暮らせる賃金、②自分らしく生きられる労働時間規制、③最低限保障機能のある社会保障制度
- *3つの柱が成立しないことの根底にあるもの=ジェンダー不平等

*連絡先: 〒420-0851 静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル3階301号(静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@cy.tnc.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>